# 公表基準等の解説

実務対応報告第36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」の解説

ASBJ 副委員長 小賀坂 敦 にしだ ひろし 西田 裕志

### I. はじめに

企業会計基準委員会 (ASBJ) は、平成 30 年 1 月 12 日に、実務対応報告第 36 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(以下「本実務対応報告」という。)を公表した<sup>1</sup>。本稿では、本実務対応報告の概要を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

# Ⅱ. 公表の経緯

近年、企業がその従業員等に対して権利確定 条件が付されている新株予約権を付与する場合 に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等 が一定の額の金銭を企業に払い込む取引(当該 取引において付与される新株予約権を「権利確 定条件付き有償新株予約権」という。以下同 じ。)が見られる。この取引に関する会計処理 の取扱いは必ずしも明確ではなかったため、平 成 26 年 12 月に開催された第 301 回企業会計基 準委員会において、基準諮問会議より、当該新 株予約権を発行する企業の会計処理について審 議を行うことが提言された。この提言を受けて ASBJ において審議を行い、本実務対応報告に おいて必要と考えられる取扱いを示すことと した。

なお、本実務対応報告は、平成29年5月10日に公表した実務対応報告公開草案第52号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」に対して寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公開草案の内容を一部修正した上で公表するに至ったものである。

#### Ⅲ. 本実務対応報告の概要

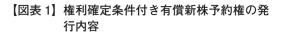
#### 1. 本実務対応報告の範囲

本実務対応報告は、概ね次の【図表1】に示された内容で発行される権利確定条件付き有償 新株予約権を対象としている(本実務対応報告 第2項)。

なお、取引の内容が【図表1】に示された内容と大きく異ならない取引について本実務対応

<sup>1</sup> 本実務対応報告の全文については、ASBJのウェブサイト (https://www.asb.or.jp/jp/accounting\_standards/practical\_solution/y2018/2018-0112.html) を参照のこと。

なお、本実務対応報告と併せて、改正企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」を公表している。



- (1) 企業は、従業員等を引受先として、新株予 約権の募集事項(募集新株予約権の内容(行 使価格、権利確定条件等を含む。)及び数、 払込金額、割当日、払込期日等)を決議す る。当該新株予約権は、市場価格がないもの を対象とする。
- (2) 募集新株予約権には、権利確定条件として、勤務条件及び業績条件が付されているか、又は勤務条件は付されていないが業績条件は付されている。
- (3) 募集新株予約権を引き受ける従業員等は、申込期日までに申し込む。
- (4) 企業は、申込者から募集新株予約権を割り 当てる者及びその数を決定する。割当てを受 けた従業員等は、割当日に募集新株予約権の 新株予約権者となる。
- (5) 新株予約権者となった従業員等は、払込期日までに一定の額の金銭を企業に払い込む。
- (6) 新株予約権に付されている権利確定条件が 満たされた場合、当該新株予約権は行使可能 となり、当該権利確定条件が満たされなかっ た場合、当該新株予約権は失効する。
- (7) 新株予約権者となった従業員等は、権利行 使期間において権利が確定した新株予約権を 行使する場合、行使価格に基づく額を企業に 払い込む。
- (8) 企業は、新株予約権が行使された場合、当 該新株予約権を行使した従業員等に対して新 株を発行するか、又は自己株式を処分する。
- (9) 新株予約権が行使されずに権利行使期間が満了した場合、当該新株予約権は失効する。

報告の対象となるかどうかを、実態に応じて適切に判断できるようにするため、本実務対応報告第2項においては、「概ね次の内容で発行される」という表現を用いている。

#### 2. 適用する会計基準

### (1) 適用する会計基準に関する結論

本実務対応報告では、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引

は、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下「ストック・オプション会計基準」という。)第2項(4)に定める報酬として付与するものと考えられるため、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭(現金)の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものとして取り扱うこととした(【図表2】参照)。

### 【図表 2】適用する会計基準に関する定め

### 本実務対応報告第4項

従業員等に対して本実務対応報告の対象となる権利確定条件付き有償新株予約権(本実務対応報告第2項参照)を付与する場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものとする。

ただし、権利確定条件付き有償新株予約権が 従業員等から受けた労働や業務執行等のサービ スの対価(ストック・オプション会計基準第 2 項(4))として用いられていないことを立証でき る場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権 は、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に 定めるストック・オプション会計基準第 16 項 (7)及び第 29 項)、当該権利確定条件付き有償新 株予約権を付与する取引についての会計処理 は、企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本 を増加させる可能性のある部分を含む複合金融 商品に関する会計処理」(以下「複合金融商品 適用指針」という。)に従う。

## (2) 結論の背景

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株 予約権を付与する取引は、ストック・オプション会計基準の公表時には想定されていなかった ことから、権利確定条件付き有償新株予約権 が、ストック・オプション会計基準第2項(2)に 定めるストック・オプション(企業がその従業 員等に報酬として付与するもの)に該当し、ス トック・オプション会計基準の適用範囲に含ま れるのか、複合金融商品適用指針の適用範囲に 含まれるのかが必ずしも明確ではなかった。

適用する会計基準を判断するにあたっては、 当該取引が、ストック・オプション会計基準第 2項(4)に定める報酬としての性格を有している と考えるのか否かが論点となり、権利確定条件 付き有償新株予約権に勤務条件が付されている か否かにより結論が変わり得るため、権利確定 条件付き有償新株予約権を次のように分けて、 検討を行った。

- ▶勤務条件及び業績条件が付されている有償新株予約権
- ▶勤務条件は付されていないが業績条件は付されている有償新株予約権

それぞれの具体的な検討の内容は、以下のと おりである。

## 勤務条件及び業績条件が付されている有償新株 予約権

企業が従業員等に対して勤務条件及び業績条件が付されている有償新株予約権を付与する取引は、従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという点で、資金調達としての性格や投資の機会の提供としての性格を有すると考えられるが、次の理由を勘案すると、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬としての性格を併せ持つと考えられる(本実務対応報告第20項)。

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権は、その付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば、ストック・オプション会計基準を設定した当初に主に想定していたストック・オプション取引(付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払

い込まない取引)と類似している。

- (2) ストック・オプション会計基準第23項において、「従業員等に付与される自社株式オプションは、一般的に報酬としての性格を持つと考えられる。」とされており、企業は引受先を従業員等に限定して権利確定条件付き有償新株予約権を付与するため、基本的には、企業は追加的なサービスの提供を期待しているものと考えられる。
- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引を実施した企業の大半は、勤労意欲の増進等のインセンティブ効果を目的の1つに掲げているため、権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むかどうかにかかわらず、追加的なサービスの提供を期待して当該権利確定条件付き有償新株予約権を付与しているものと考えられる。
- (4) 企業が従業員等に対して勤務条件が付されている有償新株予約権を付与する場合、一定期間のサービスの提供を期待せずに当該権利確定条件付き有償新株予約権を従業員等に付与する意義を合理的に説明することは通常困難であると考えられるため、勤務が要求されている期間のサービスの提供を期待して当該権利確定条件付き有償新株予約権を付与しているものと考えられる。

また、企業が従業員等に対して業績条件が付されている有償新株予約権を付与する場合、業績条件が満たされないと権利を得られないことから当該権利確定条件付き有償新株予約権の付与は権利確定日までの間のインセンティブ効果に結び付き、権利確定日までの追加的なサービスの提供を期待して当該権利確定条件付き有償新株予約権を付与しているものと考えられる。

(5) 権利確定条件付き有償新株予約権に業績条件が付されている場合、業績達成の可能性の

見積りに高い不確実性があることにより、当 該権利確定条件付き有償新株予約権の評価額 には一定の幅があることとなるが、従業員等 が当該評価額に基づく払込金額を割安である と考えて当該権利確定条件付き有償新株予約 権の募集に応じる場合、業績条件が満たされ ないと権利を得られないため、業績達成のイ ンセンティブ効果を有することとなり、企業 は従業員等からの追加的なサービスの提供を 期待して当該権利確定条件付き有償新株予約 権を付与しているものと考えられる。

## 勤務条件は付されていないが業績条件は付され ている有償新株予約権

従業員等に対して勤務条件は付されていない が業績条件は付されている有償新株予約権を付 与する場合、業績の達成又は達成しないことが 確定する日までの期間の勤務が明示的には要求 されていないが、「勤務条件及び業績条件が付 されている有償新株予約権 | に記載した理由に 加えて、次の理由も勘案すると、当該権利確定 条件付き有償新株予約権は、ストック・オプ ション会計基準第2項(4)に定める報酬としての 性格を併せ持つと考えられる(本実務対応報告 第26項)。

- (1) 業績条件として数年後の業績指標等が設定 されている場合、付与日から業績の達成又は 達成しないことが確定する日までの期間にお いて従業員等の退職があらかじめ想定される ことは稀であると考えられ、通常、勤務条件 が明示されていなくとも当該期間の勤務が期 待されていると考えられる。
- (2) ストック・オプション会計基準第2項(4)に 定める報酬は、「企業が従業員等から受けた 労働や業務執行等のサービスの対価として、 従業員等に給付されるもの」とされており、 ストック・オプション会計基準においては権 利確定条件が付されているかどうかにかかわ

らず、従業員等に報酬として付与される自社 株式オプションを対象としている(ストッ ク・オプション会計基準第2項(2)) ため、勤 務条件が付されていないことのみをもって当 該報酬としての性格を持たないとすることは 適当ではない。

### 3. 会計処理

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株 予約権を付与する取引についての会計処理は、 基本的にストック・オプション会計基準第5項 から第8項に準拠した取扱いを定めている。具 体的には次のように行う。

### 権利確定日以前の会計処理

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に 伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部 に新株予約権として計上する(本実務対応報 告第5項(1))。
- (2) 各会計期間における費用計上額として、権 利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価 額から払込金額(上記(1)参照)を差し引いた 金額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法 その他の合理的な方法に基づき当期に発生し たと認められる額を算定する。当該権利確定 条件付き有償新株予約権の公正な評価額は、 公正な評価単価に権利確定条件付き有償新株 予約権数を乗じて算定する(本実務対応報告 第5項(3))。
- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権の公正な 評価単価は付与目において算定し、ストッ ク・オプション会計基準第10項(1)に定める 条件変更の場合を除き見直さない(本実務対 応報告第5項(4)(1))。
- (4) 権利確定条件付き有償新株予約権数の算定 及びその見直しによる会計処理は、次のとお り行う(本実務対応報告第5項(5))。
  - ① 権利確定条件付き有償新株予約権数は、

付与日において、付与された権利確定条件 付き有償新株予約権数(以下「付与数」と いう。)から、権利不確定による失効の見 積数を控除して算定する。

- ② 付与日から権利確定日の直前までの間に、権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合、これに伴い権利確定条件付き有償新株予約権数を見直す。見直し後の権利確定条件付き有償新株予約権数に基づく権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額から払込金額(上記(1)参照)を差し引いた金額のうち合理的な方法に基づき見直しを行った期までに発生したと認められる額(上記(2)参照)と、これまでに費用計上した額との差額を、見直しを行った期の損益として計上する。
- ③ 権利確定日には、権利確定条件付き有償新株予約権数を権利の確定した権利確定条件付き有償新株予約権数に修正する。修正後の権利確定条件付き有償新株予約権数に基づく権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額から払込金額(上記(1)参照)を差し引いた金額と、これまでに費用計上した額との差額を、権利確定日の属する期の損益として計上する。
- (5) 新株予約権として計上した払込金額(上記(1)参照)は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する(本実務対応報告第5項(6))。

#### 権利確定日後の会計処理

- (6) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える(本実務対応報告第6項(1))。
- (7) 権利不行使による失効が生じた場合、新株 予約権として計上した額のうち、当該失効に

対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う(本 実務対応報告第6項(2))。

なお、本実務対応報告に定めのないその他の会計処理については、ストック・オプション会計基準及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(以下「ストック・オプション適用指針」という。)の定めに従う(本実務対応報告第8項)。

### 4. 開 示

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株 予約権を付与する取引に関する注記は、ストック・オプション会計基準第16項及びストック・オプション適用指針第24項から第35項に従って行う(本実務対応報告第9項)。

## 5. 適用時期等

本実務対応報告は、平成30年4月1日以後適用することとしている。また、本実務対応報告が公表された時点から新たな定めに従った会計処理の採用を求める要請がある可能性を考慮し、本実務対応報告の公表日以後適用することができるとしている(本実務対応報告第10項(1))。

本実務対応報告の適用にあたっては、遡及適用を原則としているが、経過的な取扱いとして、本実務対応報告の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、本実務対応報告の会計処理によらず、従来採用していた会計処理を継続することができることとしている(本実務対応報告第10項(3))。当該経過的な取扱いが設けられた理由は、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の開始から数年経過している企業が少なくないことを考慮すると、本実務対応報告の適用日より前に発行

された当該権利確定条件付き有償新株予約権に ついて過去に遡って付与目における公正な評価 単価や失効の見積数を算定する場合、実務上の 困難を伴う可能性が高いと考えられるためで ある。

当該経過的な取扱いを適用する場合、情報の 有用性を補うために、本実務対応報告第9項の 定めに代えて当該取引について【図表3】に示 された事項を注記することとしている。

【図表3】本実務対応報告の適用日より前に従業 員等に対して権利確定条件付き有償新 株予約権を付与した取引についての注 記事項(経過的な取扱いを適用する場 슴)

### 本実務対応報告第 10 項(3)

- ① 権利確定条件付き有償新株予約権の概要 (各会計期間において存在した権利確定条件 付き有償新株予約権の内容、規模(付与数 等) 及びその変動状況(行使数や失効数 等))。ただし、付与日における公正な評価単 価については、記載を要しない。
- ② 採用している会計処理の概要

なお、本実務対応報告の適用初年度におい て、これまでの会計処理と異なることとなる場 合及び本実務対応報告第10項(3)に定める経過 的な取扱いを適用し従来採用していた会計処理 を継続する場合、会計基準等の改正に伴う会計 方針の変更として取り扱うこととしている (本 実務対応報告第10項(4))。